

ヒアリング結果の概要

※ 第2回～第6回研究会におけるヒアリング時の提出資料・発言内容を事務局において適宜整理し、論点ごとに記載した。

(文責：事務局)

① 需給調整システムにおける民間雇用仲介事業の在り方について

・業態ごとの縦割りの規制

- 派遣、紹介、求人媒体、それぞれデータベースを分けているが、求職者によっては雇用形態にこだわらない人もいるため、シームレスに仕事を紹介できるような仕組みが望ましい。(株ビー・スタイル)

・多様なビジネスモデルの登場

- マッチング強化のため、サイトやメルマガを通じたリコmend機能、履歴書添削や面接対策といった転職支援を実施している。(株マイナビ)
- 求人者及び職業紹介事業者から利用料を得て、求職者情報のデータベースを提供している。(株BIZREACH)
- 企業の求人情報は無料で掲載し、採用が決まった際に企業から手数料を受領し、求職者に御祝い金を支払うという、成功報酬型ビジネスモデルの募集情報提供を行っている。(株リブセンスキャリア)
- 転職目的に限らない SNS としてサービスを提供しているが、求人情報掲載やデータの提供等、就業機会の創出に貢献する機能も提供している。(リンクトイン・ジャパン株)

② 職業紹介事業について

・求職者等の保護の強化等

- 職業紹介事業者に対して求人申し込みをした求人者についても、募集や職業紹介事業者同様、虚偽の求人を行った場合の罰則を整備すべき。(日本労働組合総連合会)

・求人者とのトラブルについて

- 高額な紹介料を払ったのに看護師が短期で退職し、返金をめぐるトラブルが生じている。(株ナースパワー人材センター)
- 紹介料金の徴収方法を分割にすべき。(株ナースパワー人材センター)
- 職業紹介事業者が「就職祝い金」を出す等、転職活動を助長している。(株ナースパワー人材センター)

・職業紹介事業者間の提携について

- 職業紹介事業者がグループを構成し提携して職業紹介をする必要性が高まってきている。(株ライフケアサービスセンター)
- 他大学と共同で、業界研究セミナー、合同企業研究セミナーを実施している。(関西大学)

・国際化の進展への対応

- 国内外をまたがる職業紹介について、現行法では、海外の取次機関を利用する等の規制があり、十分な対応ができない。(大手総合人材ビジネス会社)

・海外の法制度

<イギリス> (西南大学 有田教授)

- 職業紹介に関する許可制が廃止され、監督行政機関による事後的なチェックに移行した。
- 紹介と派遣の区別が厳格になされていない。
- 一部の例外を除き、求職者からの手数料の受領は禁止されている。
- 業務に求められる能力等を把握し、適格に提示することを義務づけている。
- 外国での雇用を探して職業紹介事業者等を利用する労働者及びイギリスへの雇用を探して職業紹介事業者等を利用する外国人の労働者の保護を図るための義務に関する規定があったが、廃止された。

<フランス> (JILPT 北澤主任調査員補佐)

- 労働者派遣のみが届出制であり、職業紹介・委託募集・募集情報提供については許可制等の入口規制はない。
- 一部の例外を除き、求職者からの手数料の受領は禁止されている。

<韓国> (名古屋大学 徐特任助教)

- 民間に現れている職業紹介と募集が結合した形態の職業紹介など、多様な形態の新しい雇用サービスを法の規制対象とするため、職業紹介の定義を改め、現在は求人若しくは求職の申請を受け、求職者若しくは求人者を探索し、

又は求人者を募集して、求人者と求職者の間に雇用契約が成立するようにあ
っせんすることとしている。

- 職業紹介事業に係る従来の許可更新制度を廃止し、無料職業紹介事業につ
いては申告制、有料職業紹介事業については登録制としている。

③ 職業紹介事業以外の民間雇用仲介事業の在り方について

・ 求人・求職者情報提供事業等

- 関係法規にのっとり掲載基準を設定しており、掲載広告にはこの基準の
遵守を求めている。(株アイデム、株マイナビ)
- 応募者からの苦情については、広告主へのヒアリングを行う。必要に応じ
て注意喚起を行う。(株アイデム)
- 求人情報の内容と事実が違うという苦情については特別の対応を行い、企
業に事実確認を行った上で本人に回答する。悪質な場合については、掲載を
中止する。(株マイナビ)
- 募集情報について、募集内容の情報が不十分である場合、曖昧な場合等
については募集情報の削除も行っている。(大手募集情報提供事業者)
- 雇用形態・試用期間、賃金、労働時間・休日や業務内容等、求人広告の内
容と実際に労働契約を締結した場合の労働条件が異なっていたという相談
が多い。(日本労働組合総連合会)

・ 海外の法制度

＜諸外国全般＞

- 募集情報提供事業者も全て登録制としている中国を除き、諸外国で募集情
報提供事業者を規制している国はないと認識している。(大手募集情報提供
事業者)

＜韓国＞ (名古屋大学 徐特任助教)

- 職業情報提供事業については申告制となっている。
- 募集にあたって応募者から金品などを受けることが禁止されている。
- 労働者供給事業については許可制とされており、労働組合のみが許可を受
けることができる。
- 労働者派遣事業については許可制とされている。

④ その他

- 労働者供給の定義の明確化、労働者供給事業についての許可要件の見直し、労働者供給事業法の制定等の制度改正をすべきである。(労働者供給事業関連労働組合協議会)